

カメラリスムスに於ける財政思想

箕 浦 格 良

我国に於てカメラリスムスの研究は碩学諸家によってなされているし、又幾多の研究が発表せられている。

菅野和太郎氏、ユスティの財政学説（彦根高等商業学校パンフレット、二号）、小山田小七氏、シュレーデルの王室金庫論（経済論叢 昭和十二年五月号）、小山田小七氏、ホルニツクの壘国至上論（大阪商科大学研究所年報十号）、小山田小七氏、ベッヒャーの政治論（経済学雑誌 昭和十四年八月号）、木村元一氏、カメラリスムスの本質に関する諸見解（一橋論叢、昭和十八年十二月号）、木村元一氏、カメラリスムスの性格（財政昭和十八年十一月号）武藤正平氏十七世紀独乙官房学派とその理論（横浜市立商業専門学校研究論集 十九、二十四、二十八号）日柳彦九郎氏、経済学分科についての考論（山口高等商業学校二十周年紀念講演及論文集）福田敬太郎氏訳エルンスト・ワルフ、官房学と比較経済学（国民経済雑誌四四ノ三）、阿部賢一氏、財政学全集 二十卷、小川郷太郎氏、財政総論 神戸正雄氏、財政学大系、木村元一氏、財政学——その問題領域の發展、今中次麿氏、政治思想史 上巻等である。

外国文献としては F. Shitzer, J.v.Sonnenfels als nationalökonom, 1906. H. v. Srbik, W. v. Schröder 1910. Erdberg-Krezeniewski, R. v. J. J. Becker, 1896. A. W. Small, The cameralists 1909. K. H.

Rau, Ueber die Kameralwissenschaften, 1825. K. Zielenzieger, Die alten deutschen Kameralisten, 1914. A. Nielsen, Die Entstehung der deutschen Kameralwissenschaft im Jahrhundert, 1911. L. Sommer, Die österreichischen Kameralisten, in dogmengeschichtlicher Darstellung, 1 TI., 1920 2 TI., 1925. G. Marchet, Studien über die Entwicklung der Verwaltungslehre im Deutschland, 1885. W. Roscher, Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland, 1884. J. W. Horrocks, A short history of mercantilism, 1925 等がある。

「今日においては官房主義財政論そのものは歴史的な興味の対象にすぎないように見えるが、しかしドイツ的重商主義の本質をさぐるという課題は決して解決済みの問題でもなければ、単なる歴史的興味の問題でもない。財政学の淵源をなすカメラリスティクとカメラ的財政論の研究は、なお未開拓のまま残っていると聞いても過言ではない。」（木村元一氏 財政学総論 二四八頁）と木村元一氏は述べられている。然して未開拓の分野を開拓してゆく事こそ我々に与えられた任務であるとも考えられる。然しながら私の能力及ぶところではない、唯ここには先碩の後をたどって財政学の淵源をさぐり自己の研究の一応の足場とするのみである。

一

カメラリスムスは十六世紀より十八世紀にかけて小邦に分裂せるドイツの特質として発展せる学問である。その当時のドイツの国情は小邦分裂、封建諸侯群立というドイツの特殊性にあり、イギリス、フランスの如き中央集権的国家とはその趣を異にしており、行政機構に於ても財政経済に於ても全く特殊事情下にあり、この複雑多岐

に亘る社会機構を前提としてカメラリスムスは發展する。當時のドイツに於ける政治状況はイギリス、フランスに比較しておかれていた。これはその当時のドイツに於ける国情が原因をなしている。即ちその当時のドイツは幾多の小邦によって形成されていたのであるが、その各小邦は独立した政治組織をもち、又經濟組織も独立していたのである。そうしてそこには幾多の封建的遺制が残存し特殊な政治事情、社会事情、經濟事情が残存する。然してその小邦と小邦との間に於ける相互關係は密接なるものではなく、殊に財政的關係に於ては不統一であり小邦相互間に於ける交流に疏通を欠くところがあり、一小邦は他の小邦をうかがうことはできなかった。殊にドイツに於ける専制主義時代に於ては、各小邦共その政治機構又はその政策に於ては秘密主義がとられていたために、特にその相互間の關係が不明瞭であつたが、そこには王侯の絶対的専制主義のもとにおかれドイツ國家の特殊性と複雑多岐なる社会的、政治的事情を露呈する。この様な事情のもとにカメラリスムスは發展する。その當時たしかにドイツの諸科学がイギリス、フランスに比較しておかれていた。殊に政治、經濟、財政に関する研究はまさしくおかれていた。この事はドイツの国情の然らしむるところでドイツの學者又は實際家にして政治、經濟、財政に關して學問的關心を有しなかつたとはいえない。幾多のカメラリトが輩出して方策献言をなしていることに徴しても亦幾多の學者が法律的論議、經濟的論議、行政的論議をなしている点に徴してもうなづけることである。然しながら殊に所謂三十年戰爭によってドイツの國民に与えた生活の苦惱は政治、經濟、財政の研究に一層の機運を与えたものといえるのである。ドイツに於ける多くの財政論はカメラリスムスの体系の中の一部として構想づけられ發展している。小邦國家と王侯絶対主義と三十年戰爭によってドイツ國民に与えたる生活の苦惱、政治力の減退、經濟的疲弊は歴史的に、そうして因果關係の中に内在する。

この三十年戦争 *Dreißigjähriger Krieg, Thirty year war* は十七世紀の初頭から中葉へかけて三十年（1618—1648）の久しきに亘って中部ヨーロッパに行われた戦争であつて、本質的に云うならば宗教的、政治的戦争である。尙詳細に云うならば一千六百十八年に発生したボヘミア役に初まり、一千六百三十五年に発生したスウェーデン及びフランス役の終結する一千六百四十八年までの三十年間に亘る戦役を総称するものである。本質的には宗教的、政治的戦争であるが、さきにアウクスブルク宗教和議 *Augsburger Religionsfriede* が行なわれたのであるが、その後にもドイツ国内に於ける宗教闘争には未だ解決せざる問題が残されていたのである。アウクスブルク宗教和議は一千五百五十五年九月二十五日アウクスブルク *Augsburg* 帝国議会に於てドイツ皇帝と新教諸侯との間に成立したものである。このアウクスブルク宗教和議の内容の主なるものは、宗教に於ける布教の特権に関するものであり、又信教の自由とその主体的帰属關係に属するものであつた。即ちルーテル *Luther* 派^{*}の新教及び都市は信仰の自由を与え新旧両教徒はドイツ帝国内に於て、同等の権利を有する事が認められるが、但し個人の信仰の自由を認めず、その決定権は領主に存在する事となつた。そして領主の信仰に従わない人民は領外退去の自由が許されるのである。然しこの特権はルーテル派以外の新教には与えられていなかった。即ちルーテル派に於てのみその布教の特権が認められており新教であるカルヴィン *Calvin* 派^{*}にはその特権が認められていなかったし、又信教の自由が各個人に認められていたものではなく諸侯及び都市に対して總括的に認められていたのである。又これと共に教会保衛^{**}は幾多の弊害を残し新教徒と旧教徒は互に反目し軋轢を続けており、根本的な解決がとられていなかったのであるが、ここに三十年戦争発生^{*}の遠因があるのである。

然しこの三十年戦争發生の直接的原因としては、その当時のボヘミアに於ける国王の選立と新旧両教徒間の軋轢によるものである。即ちその当時ボヘミアに於ては国王の選挙問題が發生し、その当時のドイツ皇帝マテアス *mathias* の從弟に當るフェルデナント *Ferdinand* がボヘミア王に就位したのであるが、このフェルデナントは旧教信者であつたが爲に新教徒のボヘミア人は一千六百十八年之を追放したのである。そしてファルツ *Palz* 伯フレデリック *Friedrich* を迎えて国王としたのである。他方に於てドイツ皇帝マテアスの死後にフェルデナントがドイツ皇帝となり、フェルデナント二世 *Ferdinand II* と呼ばれたのであるが、このフェルデナントは以前ボヘミア人によつてボヘミア王を追放せられたことにより、大いにボヘミア人に対して圧迫を加えたのである。これに原因して一千六百十八年に内亂が發生したのであるが、この内亂が大戦争の原因となっているのである。一般に三十年戦争はボヘミア役を第一期とし、デンマルクの役を第二期とし、スエーデン役を第三期としスエーデン及び、フランス役を第四期とするのが普通である。第一期に於けるボヘミア役は一千六百十八年に發生し、一千六百二十三年に終結し六年間に亘つてボヘミアとファルツを戰場として行われている。この戦争の結果は新教徒が敗北して旧教徒の勢力が増大したのである。第二期に於けるデンマルクの役は一千六百二十五年に發生し、一千六百二十九年に終了し五年間に亘つて行われている。この戦争は最初デンマルク王クリスティアン四世 *Christian IV* がドイツ新教徒が圧迫されるのを救うために、又領土的野心を以てドイツ国内に侵入し新教徒に助勢したることに初まるのであるが、これはドイツの皇帝軍に於ける名將ヴァレンシュタイン *Albrecht Wallenstein* のために敗北してその目的を果すことができなかった。この結果としてデンマルクはドイツの内政に対して干渉せざることになつたのである。第三期のスエーデン役は一千六百三十年に

発生し、一千六百三十五年を終了し六年間に亘って続けられた戦争である。この戦争はスエーデン王グスタフ・アドルフ Gustav Adolf がドイツ国内に侵入したことに初まる。グスタフ・アドルフは政治的・宗教的・遂行及び宗教的理由のためにドイツ国を侵略せんとしたものであるが、グスタフ・アドルフは熱心なる新教徒であった。この戦争の結果としてドイツ皇帝軍のヴァレンシュタインとリュッツェンに於て会戦し、勝利の瞬間グスタフ・アドルフは戦死したのであるが、後に至ってヴァレンシュタインも殺されている。グスタフ・アドルフの戦死後、その子クリスティアを奉じて宰相アクセル・オクセンステイエルナが戦争を継続しているが、しばらくは有利とならなかったのである。第四期に於けるスエーデン及びフランス役は一千六百三十五年に発生し、一千六百四十八年に終了四年間に亘って戦争が続いている。この戦争はスエーデンがフランスと共同してドイツ国に侵入したことに初まるのである。このドイツ国侵略の目的は政治的侵略に重点がおかれ、第三期のスエーデン役に於けるよりも一層その色彩がこくなっている。然しながらスエーデンに対して有力に後援していたところのスペインに於て内乱が発生し、又他面に於てフランスに於ける政治的侵略の野望を察知して之を避けようとして戦争の中止を希望した為に、関係諸国が相はかつて、ウエストファリア条約 Treaty of Westphalia を締結し三十年の久しきに亘った戦争も終結したのである。ウエストファリア条約によつてドイツに於ける新教徒はルーテル派とカルヴァン派を問はず、旧教徒と同一の権利を得ることになり、又寺院の財産処分に關しては一千六百二十四年一月一日を以て標準の年となし、この年月日に所有したる寺領はその宗教の如何に拘わらず、悉くその旧の状態に従つてその権利が認められることになったのである。以上は宗教に關する規定であるが領地に關してフランスは一千五百五十二年に占領したところのメッツ、ツール、ヴェルダ

ンの三市の外、エルザスの大部及びライン左岸の地を獲得することになり、又スエーデンは北ドイツに諸市を獲得し、ドイツ国会に参与する権利を与えられ賠償金を受けることになったのである。ドイツに於ける各連邦は領内の主権を承認せられ、相互若しくは外国との間に帝国の利益に反せざる限り条約を締結する権利を認められた。そうし従前帝国の一部であったところのスイス、オランダの両国は独立を承認せられ独立国となる。この三十年戦争の結果としてフランスは西ヨーロッパに於ける一大強国となり、スエーデンは初めて強国に列することになり、又羅馬法皇の勢力が一層強力となった。然しドイツに於ては国土は内外の敵に蹂躪せられて荒廢し、その人口は減少し、都市は衰え、諸侯は殆ど孤立するに至りその統一を欠く事になり帝権、皇帝の勢力は失墜したのである。かくドイツは非常に疲弊したるも、ヨーロッパに於ける近世の国際社会即ち多数の独立国の並立を見ることになり、之を基調として国際組織が発生した。従つてウェストファリア會議はヨーロッパ改造のための国際會議の起源をなしたものと云われているのである。

従来に於ても經濟政策なり、或は又財政に関する論議は行なはれていたのであるが、ここにドイツの社会科学の研究が促進され初めて来たたのはこの三十年戦争の後の事であると考えられる。ドイツの国民に於ける戦後の社会的弊害、政治的混乱、經濟的疲弊を救済せんとする要求は必然的に發生し、この必然的なる社会的要求は科学的研究を促進せしめたのである。この歴史的段階に於ける必然的なる社会的要求によつて發生したる學問の一つがカメラリスムスである。かくの如くカメラリスムスの發生はその当時のドイツに於ける社会的要求に従つたものであるが、然し他方に於ては国内的事情に対応する理由がある。当時フランスは既に一大強国としての素質をもつに至つており、イギリスと共に幾多の小邦に岐れたるドイツとは異なり領土の全領域に亘たる統一的に、政

治的に及び経済的に結合したる領域国家となっていたのである。従ってドイツの如き小邦の結合国家とは異なり、国土の全領域に亘る大なる政治組織又は経済組織が成立しており、共に政治的勢力の拡大、対外的地位の確立に努力、尙又経済的勢力も拡大されつつあったのである。この当時のイギリス及びフランスは国家の経済的勢力の拡大、政治的独立を目的として植民地を獲得して経済的独立又は商業交通に於て経済的自立と国内生産品の処分を目的として国家政策が施行せられていたのである。ドイツに於ては之に対処する手段として、又対等の国際關係に立つ手段として、即ち対内的にも対外的にも之に対して対等の關係に立つ手段として、国家統一の必要性、即ちイギリス及びフランスの如き大国家への發展的移行の必要性を認めていたのであるが、然乍ら現実的には政治的権力の主体をなしたるものは、所謂中世的都市経済として認められるところの各個に独得の王権を有するところの王侯国家の域を脱することができなかったのである。この国家形態に於ける必然的なる對外政策は自らイギリス、フランスの如き大国家的性質を有する国家とはその形態を異にし、王侯の政治的権力の行使の対象をなすものは隣接都市を征服し、この結果併合領域に於ける政治的支配の確立及び之に適するところの経済政策の実施がその主なるものである。

従ってその経済政策に於てもその傾向は自国の産業を助長することに主力が注がれている。殊に農業に於ける助成はその重きをなしたのである。これはイギリス、フランスがその政策として対外的商業政策をとっていることに対して原始的産業を主とするものであると同時に、商業及び企業の發達について諸国の比でなかつたことを物語る。そうしてこの現状に加えて王侯国家に於ける絶対主義的思想がその中に必然的に伏在していたのである。

既に察知できる如く経済政策に於ける主体的立場及びその政策目的は王侯に帰属する利益であり、経済政策が

警察国家政策と結合しており、そうして主なる目的は王侯国家の勢力拡張と王侯の利益に帰することであつた。そうして豊富にして充分なる国家収入は国家需要に対して弾力性を与え、あらゆる勢力拡張の根元を与えるものである。すべての勢力拡張の本元的なるものは政治権力の主体即ち国家勢力の拡張である。国家勢力拡張に於ける主要なる要素は即ち、国家需要に対する調達充当手段の豊富にして充分なる事である。かく勢力拡充と王侯の利益を目的とするドイツの封建的権力の確立、即ち警察国家の勢力拡充としての財政事実が一般的重商主義的思想と結合しカメラリスムスと發展したるものである。従つてカメラリスムスは重商主義のドイツに於ける一つの現れ、一つ種類であると見られる。既に述べたる如く幾多の小邦に分裂せるドイツの政治状況は、イギリス及びフランスの如き大国家よりは非常におくれており、封建的なものが残存しているドイツに於ては又ドイツ独得の經濟事情が存しており、社会事情が残存していた。従つてイギリス、フランスに対して政治的に又經濟的に對抗手段としてドイツが国家の統一を要望し、大国家としてその移行を認めていたものがかかわらず、封建的遺制のためにその域を脱することができず、封建的絶対王制と重商主義との結合により各小邦を基調とする經濟的に豊かにして武力的に強かるべきことの政策が一貫していたのである。かくして王侯国家の政策が軍隊需要より發展し国家需要の主なる地位を有するものが軍隊需要であり、之に応ずるための凡ゆる助成が産業に対してなされたのである。これは自国を強力にし自国の領土保全、權益の保全、財産の保全を目的とし対外的に強固な地位を求めんとするものである。この封建的国家はやがては崩壊の運命にあるのだが、然しながらこの各小邦間に於ける封建的遺制は社会的に、政治的に、經濟的にもすべての分野に亘つて根強く久しく続いたのである。かくの如く、カメラリスムスは三十年戦争によるドイツ国内に於ける影響と対外的關係、諸事情によつて刺戟せられた社会的

要求によって発展している。

カメラリスムス Kameralismus, Cameralism, Cameralique の発展は十六世紀に發し十八世紀に至っている。カメラリスムスの内容をなすものは所謂警察^{***}国家 Polizeistaat に於ける、専制主義に於ける、絶対主義に於ける、即ち専制君主、王侯の権力を中心として王室、君主に於ける繁榮と、之に従う国民の繁榮福祉のために組織だてられた行政的、財政的、法律的、経済的知識である。警察国家時代に於てはその特色は国民及び国土が王侯、君主の統治の客体であると考えられていた。国家の目的は公共の幸福即ち安寧及び福利 Wohlfahrt を計ることであり、何が公共の幸福であるかを決するのは君主及び君主に隷属する役人達である。そうして人民の福利の増進のためには君主及び君主に隷属する役人達は、国家の名に於て一切の行動をとり得るものとされていた。従って人民の自由に対する保証というものはなかったのである。政治政策、経済政策の主体及び目的は君主、王侯そのものにおかれていたのである。かかる政治的或は経済的政策の目的とするところは王侯国家の政治的権力を強力に確立すると共に経済的自立という事であった。かくする事によって王侯の財政を豊かにし且強固にし、國家の地位を高め、かくて國家の地位を高めることが人民その他あらゆるものを福祉に導かれるものと考え、公共の幸福であるとされるのである。その当時のドイツに於ては、生産及び交換の経済はあまり發達していなかった。従って経済に対して王侯國家の絶対主義が結合して経済政策が現れている。そうして強力國家政策と王侯の地位確立に必要な需要の充當がその当時の國家政策となっている。

カメラリスムスは十六世紀中葉より十八世紀に至る重商主義理論と結合している。即ち王侯國家の絶対主義とかくの如き封建國家の地位確立ということと重商主義理論とが結合して、カメラリスムスの内容を形成したものと

であるといえる。然しながらその当時の重商主義理論を適確に把握することは困難であると思われる。その思想傾向は広汎に亘っており漠然としているからである。ただ或一つの思想傾向又は主としてヨーロッパ諸国に共通せる或一つの政策傾向を漠然と重商主義というにとどまり、従つてドイツ的重商主義といつてもただドイツに於ける一つの現れ、又はカメラリスムスを以て一般の重商主義のドイツに於ける一つの特種な種類であるというより外なく、その思想傾向又は政策傾向についても広汎多岐に亘っており、漠然としたものがあり適確に把握することは困難である。従つてドイツ重商主義の内容についても何を以てするかについては、論の岐れるところである。要するにカメラリスムスは従来ドイツに於ける封建君主の内帑に関する経営管理の学問なり、又は政策なり
に重商主義が加味せられたものと云い得るであらう。

カメラリスムスはドイツに於ける警察国家時代の特色として、王侯の内帑財産の管理又は王侯の経済即ち国家経済の経営管理に関する知識又はその技術に対する知識をいうのである。既に述べたる如くカメラリスムスの発展はその当時に於けるドイツに於ける独特の社会的事情、社会的要求に従つたものといえるのであるが、対内的には久しきに亘つた三十年戦争による政治的な混乱の整理、経済的疲弊の急速なる回復と生産機構の急速なる回復、領民の経済の安定、租税貢納政策の合理化、社会的弊害の救済のための諸政策の実施、内帑財産の増殖と内帑経済の強化化、王侯の権威の維持、絶対主義の確立、軍隊の整備と確充等の要請のために、又対外的にはイギリス、フランスの如き大なる政治組織又は経済組織に対抗して政治的独立性の保持、経済的勢力の拡大等の要求のために発展したるものであるが、それはあくまで小那分裂というドイツの政治状況を基調としてであつた。当時ドイツの君主経済に於ける需要調達手段は、内帑財産に於ける収入と王侯の特権収入をその主なる源泉として

いたのである。その当時に於ける社会事情よりして君主経済に於ける国家需要充当の手段として、租税は君主の勢力が強力でない限り採用することはできなかった。これは領民の反対によるものであり従つて強制徴収手段によらず内帑財産収入と特権収入によつたものであり、これは弱少封建諸侯の特性をなすものであり、領民に対する迎合手段であり王侯政策の弱体性を現すものである。租税の適用は出来得る限り之を避けることがその方針とされるが、然しながらこの時代に於ける王侯の経済は久しきに亘る戦争によつて国民社会に於ける経済が逼迫しており、生産手段の破壊による需給の不調、今日所謂資本の欠乏等により不況を呈しており、従つて当然に権力的収入の不足となつて現れて来た。従つて王侯行政の円滑なる施行にも支障を生ずることになり、又この戦争に原因する農村及び都市に於ける人口減少は管理上に重大なる影響をもち、特別の知識が必要となつてきたのである。即ちこれが管理にあたる官吏に対して特別の技術と知識を必要とする必然的結果が起つたのである。即ちカメラリスムスはかかる事情のもとに於ける官吏の教育のための学問の体系といふことがいえるのである。又当然に財務行政がその本質をなしていたのである。多くのカメラリストは政治家であり又経済学者であつた。従つてその説くところの学説に於ても広範囲の領域に亘る学の混合されたものであり政治、法律、財政、経済等広範囲に亘る思想が混合されている。各学者にしてその所論は一樣でないが、概して總てのカメラリストは重商主義的国家観をもっている。警察国家時代の特色を有する王侯専制主義を力説し国家論と経済論とを混同している。又多くのカメラリストは一国の生産力の国民的に及び経済的に重点をおくことを強調し、この目的のための経済政策、貨幣を重視し、輸出を制限することを説き又三十年戦争による人口の減少傾向より人口の増殖の必要性を強調している。又財政に於てもその説くところ私経済的論議が多い。かくして一般に認められる重商主義の

思想がドイツに於て、封建的王侯の権力の確立ということを目的とする、又警察国家に於ける財政技術論として発展している。従つて多くの論議の中に財政学の淵源が求められる。ドイツの財政学は当初に於てはカメラリスムスによつて体系が与えられている。又従来多くの財政学者が財政に於ける行政的解釈に重点をおいていたのも、所謂カメラリスムスの影響によるものといえるのである。

* ルーテル派はルーテルの流れを汲む宗派である。ルーテル派の教義については、救は唯神の恩恵によるものであり我々はキリストに現れたる神の恩恵を信することによつて救はれるのである。救は已にこの罪の赦しの恩恵に対する信仰そのものである。即ちこの人と神々の諸關係そのものに存するのである。我々は信仰にありて神の与へる恩恵の約束の保証を有してゐると説くものである。

マルチン・ルーテル Martin Luther 1483—1546の宗教改革家として、神学者として名をなしており、又ルーテルの聖書の翻訳並に教義に関する著書によつて多数の新教徒の間に傳播されて所謂標準語、文學語としてのドイツ語が確立し近代ドイツ語の基礎ができ現今に至つてゐる。これ等の功績は實に大である。ルーテルの著作物は實に一千百三十七種七百十五巻といわれてゐる。その學問的業績の主なるものは Von Kaufhandlung und Wucher 1524, Dass diese Wort Christi "Das ist mein Leib" noch feststehen 15 27, Römerbrief 1515—16等である。又ルーテルの宗教改革の端緒となつたものは 95 Theses 1517, 10 (九十五箇条文) であるが Von der Freiheit eines Christenmenschen, An der christlichen Adel deutscher Nation, von des christlichen Standes Besserung 1520, De captivitate Babylonica 等は宗教改革に於けるルーテルの根本的な見解を尙うことができるものである。

** カルヴァイン派はカルヴァイン等の流れを汲む宗派である。カルヴァイン派の教義については、人は神の道具となつて神の計画を地上に実現することであると説くものである。即ち神の救の保証を我々の裡に作用する神の力の倫理的效果に求め、宗教によつて全人生に於ける倫理化を計らんとするものである。この教義の具現はルーテルに於ける内在する福音の法悦に求める法悦的態度とは現實に於ける宗教的生活に於て全くその趣を異にし大なる差異を生じて来るものである。カルヴァインに於ける思想はマックス・ウェバー Max Weber 1864—1920の著 Die Protestantische Ethik v. der Geist des Kapitalismus 12 於て既に近世資本主義に於ける觀念的素地が認められてゐる。

カルヴァイン Jean Calvin 1509—1564の思想は所謂カルヴァイン派の教義をなしてゐる。カルヴァインの新教教義を組織だて

た著書としては *Institutio Religionis christianae* である。

*** 教会保留 *Reservatum Ecclesiasticum*, *Ecclesiastical Reservation* は旧教の信侶が新教に改宗せんとするときその所領を教会に保留する規定である。アウクスブルク宗教和議に於ける決議の内容の一つであるが、この規定は幾多の弊害を残し新旧両教徒間の反目の原因の一つをなしてゐる。

**** 警察国家 *Polizeistaat* に於てはその国家目的は君主を中心として人民との社会的、共同的幸福ということにおかれてゐる。君主を中心として君主或はその官僚が社会的、共同的幸福に於ける行政目的を決定し、その政策を施行する。従つて人民は只君主の命に服し、国家の行政目的に従ふことこそ國民は社会的、共同的幸福を得ることになり、國民の自由は国家によつて保証されてゐない。「君主即ち国家」という概念に結びつけられてゐる。そうしてこの社会的、共同的幸福に貢献する行政目的達成のための条件としては国内の安寧及び治安の維持ということである。従つて、ここに実力の行使が認められ、警察的要素が見られる。フランスのルイ十四世 *Louis XIV* の有名な言葉「朕は國家なり」[*l'Etat, C'est moi*] に現れたる國家の本質的な概念と変りはない。ヨーロッパに於て封建國家の次に現れたる國家形態であつて専制君主國の一種である。フリードリッヒ大王 *Friedrich der Grosse* のプロイセン *Preussen*, *Prussia* はその典型的形態である。この警察國家の理論を構成したるものはウォルフ及びユステイであるといわれてゐる。

J. H. G. v. Justi, *Grundsätze der Polizeiwissenschaft*, 1755

C. v. Wolff, *Jusnatural.* 9Bde. 1740—1748

二

カメラリスムスの發展は一般に大体二期に分けられる。プロイセン *Preussen*, *Prussia* のフリードリッヒ・ウィルヘルム一世 *Friedrich Wilhelm I*, *Frederick William I* がハルレ *Halle* 及びフランクフルト・アム・オーダー *Frankfurt am Oder* の兩大學に於てカメララ学の講座を開設し、ハルレ大學にはジモン・ペーテル・ガッセル *Simon Peter Gasser* を、フランクフルト・アム・オーダー大學にはユストゥス・クリストフ・デイト

マール Justus Christoph Dittmar を各教授に任じカメラ学の講座を担当せしめた。この講座が置かれたのは一千七百二十七年であるが形式的にはこの年を境としてそれ以前のカメラリスムス又はカメラリストを前期カメラリスムス又は前期カメラリスト或は旧カメラリスムス又は旧カメラリストという。この年以後のものを後期カメラリスムス又は後期カメラリスト或は新カメラリスムス又は新カメラリストというのである。

前期に属するカメラリストは王侯の諮問に答えて王侯行政の本質的なる見解を発表し又行政の技術論を発表した。後に至つてカメラリストと名づけたのであつてその当時カメラリストと称していたのではない。前期カメラリストの所論の内容は行政、法律、経済、財政、行政技術等の広範なる分野に亘り主として君主行政、官房行政の論策である。前期カメラリストに共通する点は国有財産の増殖、貨幣の重視、行政の整備、人口政策等を論じていることであり、一貫して君主、王侯を中心としての論策である。

前期カメラリストで有名なる学者又は実家はゼッケンドルフ V. L. v. Seckendorf 1626—1692² シャピマー J. J. Becher 1625—1682² ホルニツク F. W. v. Hornick 又は Hörnigk 1638—1712² シェレーデル W. F. v. Schröder² ラインプ J. G. Leib 1670—1727² ファンフェンドルフ S. Pufendorf 1632—1694² オブレヒト G. Obrecht 1547—1612² オツヤ Melchior von Osse 1506—1557 等数多くてゐる。尙前期カメラリストとしてベズルト Christof Besold 1577—1638² ホルニッツ Jacob Bornitz 不詳^{17C}、前註 クロック Kaspar Klock 1585—1655 等の学者を数へんとするものがあるが之等の学者はカメラリスムスの萌芽時代にあつて、クロックは租税の法律的根拠を説いている。又、ベズルト、ホルニッツ等に於ても徴税の法律的解明にすぎない。ホルニッツ、ベズルト等は概して重商主義的傾向の中にあるけれども、その当時の社会事情、経済事情に於ける法的説明に

すぎない。従つてカメラリスムスの王侯を中心としてその内帑に関する学問としての本質にふれていない。従つてカメラリストから除外せなければならぬとするものがある。

後期カメラリストとしてはシモン・ペーテル・ガッセル Simon Peter Gasser 1676—1745' ユストウス・クリストフ・デットマール Justus Christoph Dithmar 1677 又は 1678—1738 を初めとしてフェルステナウ J. H. Fürstenau 1688—1756' ヘルコ A. Berch 1711—1774' シャンネ G. H. v. Zincke 1692—1768 等前期カメラリスムスから後期カメラリスムスの転換期の学者をあげることが出来る。尙この転換期にシュマイツェル M. Schneizel 1679—1747' ステッセル F. U. Sisser 1689—1739' シレーバー D. G. Schreiber 1709—1777 等をあげることが出来る。尙後期カメラリストとしてダルエス J. G. Darjes' ステルンシュエツ Sternschütz' プリンゲル Springer' プファィフェル J. F. von Pfeiffer' 等数多くの学者を数えることが出来るが、カメラリズムはプロイセンのユスティ J. H. G. v. Justi オーストリアのゾンネンフェルス J. v. Sonnenfels の二人の学者の手を通じてその特質が明確にせられ組織だてられ大成したものとといわれる。ユスティに於ても、ゾンネンフェルスに於ても従来の私経済的、家計論的財政論から前進して国家財政論への基礎づけがなされている。ユスティにありてはその観察の方法を経済学的にそうして財政学的に二分しているが、いまだこの両者の間に明確性の失はれている点もある。従来の私経済的、家計論的財政論から前進し得たとしても、その経済学的観察に於て行政と私経済的との混同した観察が含まれている。ゾンネルフェルスは所謂カメラ学なるものの本質を国家学の領域に於て求めんとして組織だてられている。そうしてゾンネンフェルスの論述はカメラ学の分科の方向を示すものであるがユスティと共にプロイセン、オーストリアに於けるその当時の警察国家時代の特性と絶対主義的君

主専制主義が内在していると見られる。殊にユスティに於ては自由主義的傾向の表現がなされたところがあるとしてもこの事を否定はできないと思う。

ジモン・ペーテル・ガッセル Simon Peter Gasser 1675—1745、ユस्ताス・クリストフ・デイトマル Jus-
tus Christoph Dithmar 1677 又は 1678—1738、プァンフェルフ S. Pufendorf 1632—1694、ライプ J. G.
Lieb 1670—1727 等のカメラリストは経済学的素地に基いてよく個々の財政政策を論じている。前期カメラリス
トの論述は概して断片的であり、体系的でない。王侯の諮問に対する答申案、又は個々の経済政策、財政政策
の論議に終つてゐるものが多い。そうして前期カメラリストは概して学者というよりは實際家が多かつたのであ
る。即ち多くは君主王侯に隷属する官吏たちの行政、財政、経済に対する献言方策又は断片的論議が多いのであ
る。然るに後期カメラリスムスに入つては組織だてられ、その体系化が行われる。即ち十八世紀に入るに及んで
カメラリストは一般の国家の本質を究明せんとし、国家論と経済論との範疇を判然ならしむる。行政の本質と行
政機構とに体系的な論述を行ひ、その組成は科学的となつてきたのである。又財政に於ても財政に於ける分野を
判然たらしめ、財政現象に於ける因果關係の追及、又財政現象の中に於ける普遍的なる法則の探究によつて科学
的、体系的論述が行われるに至り、ここによりやくカメラリスムスが固有の学理として構成されるに至つた。殊
にユスティ及びゾンネンフェルスの論述はその代表的なものと見られるのである。然しながらその科学的素材の
取扱やその学理の構成について、科学的重要性が認められてきたとはいへ、前期カメラリスムスより後期カメラ
リスムスに一貫して見られる思想はやはりカメラリスムスに固有なる社会的、共同的幸福の思想である。カメラ
リストの抱く社会的、共同的幸福は君主、王侯を含めて君主、王侯を中心とする人民の幸福を指すのであつて、

君主なり王侯なりの幸福と人民の幸福とは完全に一致するとなす思想である。そうしてこの社会的、共同的幸福の増進こそカメラリスムスに一貫して流れる政策傾向である。

三

ドイツに於ける前期カメラリストとして第一に挙げなければならないのはファイト・ルドウィッヒ・フォン・ゼッケンドルフ *Reit Ludwig von Seckendorf* 1626—1692 である。ゼッケンドルフに於ても国家の存立の目的を国民及び社会の幸福ということにおき、一切の行政活動の最高目的は社会の幸福ということである。従つて人民各個人の自由なる活動もかかる目的のために制限せられなければならないという。国家活動に必要な経費の財源は国有財産収入並びに、特権収入によるべきである。国有財産及び特権こそ財政の基礎となるものであると主張する。租税及び公債による収入はこれを避けることを主張する。オーストリアの前期カメラリスト、ウィルヘルム・フレーヘル・フォン・シュレーデル *Wilhelm Freyherr von Schröder* 1640—1689 は王侯の富は即ち国民の富である。そうして一国内に於ける富を豊かならしめるには金銀の如き貴金屬を所有することであるという。従つて金銀の如き貴金屬或は貨幣による国家収入を計ることが財政の目的となる。ゼッケンドルフに於ては社会の幸福ということが行政目的となり、財政の対象となるのであるが、シュレーデルに於ては王侯が如何にして金銀を保有するかということ、国庫収入の計画が財政の対象をなしている。ゼッケンドルフは *Der Teutsche Fürstenstaat*, 1655 に於て国家行政と財政とを主として論じているのであるが、後期カメラリストに見られる警察国家に於ける行政の最高目的を社会的、共同的幸福とする福祉国家観への発展過程としてひそまれている

ると考えられる。シュレーデルはFürstliche Schatz-und Rent-Cammer. Lpz. 1721 に於て一國の富は貨幣、金銀の數量によつて測定されなければならない。貨幣、金銀は物の価値を表わし普遍的價格を形成する。一國の富は土地及び他の源泉より貨幣及び金銀を吸収することによつて豊かとなると一國の富に於ける本質的なる意味を貨幣、及び金銀のもつ性能の中に求めている。貨幣及び金銀のもつ意味は貨幣及び金銀の価値の負担者である。従つてそれが置きかへられることによつて窮極に於ては富を形成する。故に貨幣、金銀の流通を阻むときは社会に不幸をもたらすものであり、これによつて王侯の幸福をも阻害すると貨幣、金銀の流通に於ける意義を強調する。

オーストリアに於ける前期カメラリストとして有名なのはシュレーデル、ベッヒャー、ホルニックである。ヨハン・ベッヒャー Johann Joachim Becher 1625—1682 氏の著 Politischer Discurs. 1668 に於て、国家とは人口多き自給し得る社会である。人間社会がすべての法律秩序の基礎となるものである。そうしてこの社会には主権者と人民の二つの種類の人が必要である。人民は本質的には市民社会を構成するものであり、市民社会のために主権者が存在するのであつて主権者のために社会が存在するのではない。そうして又主権者は公僕であるから社会に於ける各個人が社会生活をなすために各個人をして秩序と社会的法規に従わしめなければならないという。ベッヒャーの所論も所謂三十年戦争による国土の荒廢、都市に於ける、農村に於ける人口の減少ということに刺戟せられてゐるし、人口の最も多いことがその国家を繁榮ならしむることであると考へてゐる。そうしてこの人口の最も多い社会が、そうしてその社会の各個人の生活に於てその生活の資料を自給し得ることがその社会を繁榮に導くものと考え、かくの如き立場から一切の国家活動の方向、經濟政策の方向を或は貿易についての方向を論ずる。即ちベッヒャーの農業發展の重要性、商業の重要性の強調はそれを示すものである。国家社会に

於ける各個人が各個人相互間に於てその必要とする物資を供給し得るような状態の社会は正しき社会である。それには先づ扶養領域として農業の發展が必要であり、次に生産領域としての手工業者の安定が必要であり、供給領域として商業が重要であると考える。かく整備された社会こそ理想的な社会であつて、ベッヒャーのいうところの正しき社会である。尙ベッヒャーはこれ等の社会の福祉の源泉をなすものは、人民の消費であるからして消費の増進こそ国家政策の目的であると考える。一国の社会の繁栄の原因をなすものは人口の増大であり、その消費が満足で充分であること、従つて政策の目的がこの方向にむかつて論ぜられているのである。フィリップ・ウイヘルム・フォン・ホルニック Philipp Wilhelm von Hornic 又は Hörnigk 1638—1712 はドイツ、オーストリアが一千六百八十年より一千六百八十四年に至る各種の戦争によつて受けたる戦禍の影響とすることによつて刺戟せられている。従つてホルニックの所論は富国強兵の策となつて現れている。ホルニックの唱える公経済に於ける九原則がそれを物語っている。即ち土地及びその生産力の活用、国内加工業の發達策、人口の増加と労働資源の效果的開發、貨幣金銀の流通、自国生産品による満足、貿易に於ける金銀の輸出を禁止し物品の交換による、完成品の輸入をひかえ原料の購入をなす、国内余剰品の可能なる限り輸出する、国内生産品と同一生産品の輸入を禁ずる、かくすることによつて自国内に経済的準備が完成し自国の富が増大し経済的自立が達成すると考える。要するにホルニックにありては如何にして一国の富を増大せしむるかということであり、従つて一国の経済的自立と、又一国の経済的自立を計り一国の富を増大せしむることによつて、その国の政治の独立を計り政治力をより強大ならしめんことを主張しているのである。

ドイツ、オーストリアに於ける前期カメラリストの代表的なものと見られるものを見解を見てきた。さて十八

世紀に入ると前期カメラリスムスの時代もすぎて、カメラリスムスの組織的論述が行われ、その体系化が行われる。カメラリスムスはゾンネンフェルス及びユスティによって組織だてられ体系化され、ここにカメラ学独得の性格が明確化され、カメラリスムスが大成したといわれる。この事は既に述べた如くである。

四

ヨゼフ・フォン・ゾンネンフェルス Joseph Freiherr von Sonnenfels, 1733—1817 に於ても人口増加の必要を強調している。即ち人口の増大することは政治的特権とすべての経済的發展とに対する源泉となるものである。人口が多ければそれだけ対外的に外敵の防禦力が増大する。従ってそれだけ対外的に安全度の増加を見ることになる。又対内的にも一国の社会生活を安全ならしむる、国民の行政に対する援助が人口の増加に伴って増加するからである。又国内的に生産力の増大となる。人民が増加すればそれだけ人民の欲望に対する種類が増加し複雑になる。従って之に対応する生産が必然的に発生することになる。又人口が増大すればその比率に於て労働力が増大しこの結果生産力が増大し、生産品がその国家に於て豊富となるものである。従って国家論の最高目的は国内人口を増大せしむることであると論じている。人口増加を前提として国家権力は成立し又国家の行政活動がなされ得るのである。ゾンネンフェルスは一国の人口の増減こそ、その社会の公共的福祉の増減にかかるものとしてしているのである。又ゾンネンフェルスは又財政に於て国有財産収入及び特権収入はその源泉としては極めて狭隘なる範囲のものであると述べ、財政収入について租税の重要性を説いている。そうして一国の社会に於て人口が増加することはそれだけ国家経費の負担者が増加することであり、又租税に於て担税者の数が増加すること

を意味する。従つて各個人に課せられる租税負担を軽減ならしむるものであると論じている。ゾンネンフェルスが一国内に於て自然的政治的事情が許す限りに於てのその一国社会の人口を増加せしむることが、国家論の最高目的であり且その社会の公共的福祉を増加せしむるとなす。従つて国家の行政活動もその社会の人口の増加が許される範囲に於て拡大するものである。亦人口の増加が多様な職種の発生を促し、大量需要を可能ならしめる。人口の増加が労働源を供給する。故に大量生産が可能となり外国貿易の対象たる農業、工業の生産物の量を豊富ならしめる。又従来の国有財産収入及び特権収入を以て、国家経費に充当せんとする意見に対し大なる人口を有する一国社会に於ては、財政収入上租税の重要性をとくゾンネンフェルスにありては、その財政論に於ては従来の王侯の私的家計の学より逸脱して、ようやく国民経済的にその論議の基礎をもちつつあったといえるのである。

ゾンネンフェルスに於けるその著述は、Grundsätze der Polizei, Handlung und Finanz, 3 Bde., 1765—1767, 8 Aufl., 1819—1822. Über die Abschaffung der Foller, Zürich 1775, Nürnberg 1782. Über Wucher und Wuchergesetze, 1789. Gesammelte Schriften, 10 Bde., 1785—1787 が主なるものである。

ヨハン・ハインリッヒ・ゴットロープ・フォン・ユスティ Johann Heinrich Gottlob von Justi 1702, 1705, 1717 及び 1720—1721 はドイツ従来のカメラリスムスの基礎の上に立ってカメラリスムスの本質を明確ならしめ、立法、行政、財政、経済に亘つて、その組織化を計りその体系的完成をなさんとしたものである。それは従来のカメラリスムスを以てその理論に秩序を与えることであり、体系を与えることである。従つてユスティは新

しき認識対象を求めたものではない。それは広汎なる分野に於ける素材を整理し、理論的体系を与えることにおいてである。ユスティはカメラリスムスを一国の社会生活に於て、又その社会に於ける各個人の負担する義務に於て必要なものであり、行政にはカメラリスムスは必要な学であると考えているのである。そうしてそれは人間社会生活に必要とせられる他のあらゆる学と共に必要な学である。そうして固有のカメラリスムスは国の財産の理性的使用、間接財産の徴集を要素としその本質的な目的は社会的幸福である、従つてこの目的遂行のための一切の施設に対して充当するということについての学であるという。殊にユスティを以て後期カメラリスムの代表者たらしめんとするものあり、又カメラリスムの完成者であるとすものもある。たしかにユスティの学説の中にはドイツカメラリスムスの典型的な特徴が見られるのであるが、然し経済学者として当初に於ては重商主義の影響をうけており、晩年に至つてモンテスキューの影響をうけており、又フランスの自由思想の影響をうけているといわれる。又晩年に於ては重農主義者の影響をうけるに至っている。ユスティは数多くの業績を残している。その中でもユスティがカメラリスムスの分析組成に當つて王侯権力との關係に於て最も重く見ているのは所謂行政としての概念である。

ユスティの国家観は人民の社会的幸福という点に要約せられている。ユスティに従えば国家の存立ということの目的が人民の社会的幸福ということにおかれる。即ち国家の終局目的は国民の幸福である。国家はこの社会的幸福を終局の目的として最高権力のもとに於ける多数人の結合である。国家の最高権力は社会的幸福を目的として確立せられる。国家の終局目的としての社会的幸福に到達するために国家の財産並びに能力を使用することこそ国家の最高権力である。そうして国家の財産を構成し又国家の最高権力に属するものは国内に於ける動産、不

動産を問わずあらゆる種類の財貨、国内に於ける人の能力である。又人そのものも或場合には含まれる。即ち最高権力は一切の物の理性ある使用及びその権能である。国家はこの最高権力のもとに人民の社会的幸福を目的とする。そうして国家のなすべきことは財産の保全とその獲得及び増加であると論じている。かかる見解の中には所謂カメラリスムスの典型的な特徴が見られるのである。ここにユステイの説く幸福という概念にしても領邦国家に於ける絶対的思想が見られるのである。即ち王侯の幸福と人民の幸福とは、一致するということを説いている。そうして幸福の終局は個人生活の精神的完成であるとともに物質的完成であり之が社会的調和である。即ちユステイの説く幸福への到達の具体的なる表現は各個人相互間の關係に於ける人格的完成であり、又その生活に於ける物質的満足である。幸福に到達するがために国家の行政施設に対する各個人の合理的なる自由を許し、又各個人その能力に依じて各個人に適當する、又その時の必要に應ずる生活を満足せしむるものである。かく考えるユステイに於てもそれは王侯権力にもとずく官房行政を基調として限界づけられるものであり、この国家に於ける終局目的とする福祉觀に於ても王侯権力による絶対主義を中心概念として限界づけられているのである。国家がその目的とする幸福は王侯と人民とのはなれ難きものである。即ち王侯の永続的なる幸福のためには人民の永続的なる幸福を要するものであり、両存せしむべきものである。かくて国家としてなすべき事は財産の保全とその獲得及び増加である。かくする事によつて個人の生活を満足ならしむる。従つて行政の目的が一般的行政に對してのみならず経済的に發展する。ユステイのいうところの財産に対する觀念にしても封建的なる絶対主義の上にたてられている。前期及び後期のカメラリストを通じて一貫せるところの封建的絶対主義に於ける共同的幸福の思想は又財産觀念をも限界づけている。既に述べた如くユステイに於ける財産觀念は非常に広汎なる範疇の

ものを包含する。ユスティの國家の財産とは國家内即ち領土内に存在するあらゆる種類の動産、不動産である。

その所有の帰屬が直接國家であると人民であるとをとはず國家の財産である。又その國に屬する人に於ける能力も國家の財産であるし、場合に於ては人そのものも國家の財産となる。かく包括的概念として把握せられるのである。かくてこの財産の理性的使用又はそれに対する権能が國家の最高権力である。従つて國家の財産の理性的使用こそ行政作用の一といわなければならない。即ち國家内に於ける國家に專屬する財産及び個人に專屬する財産又は人民の能力の理性的使用又は使用する権能としての國家最高権力の發動である行政作用であり、そうしてそれが國家存立の終局的目的たる國民の幸福に到達してこそ行政は達成せられるのである。かくて又國民財産の保全、獲得及び増加に対する國家意思が又行政の概念を規定づけることになる。又かへてユスティの財産觀念よりその所有の帰屬が國家にあるもの及び特權と人民に歸屬するものとの二種の概念が得られる。そうしてここには國家の財産と國民の財産との區別を行うことなく國民財産を以て國家財産と同一に概念づけている。ユスティにありては明らかに行政の目的は人民の福祉である。之に従つて派生する作用として國家の財産の管理と増殖並びにその理性的使用である。そうしてユスティは國家の財産の管理と増殖を行政學の対象たらしめんとする。従つてユスティの行政學對象としての領域は經濟の広い分野に向けられる。又この概念こそ行政作用と財政作用との概念との明確性を欠くところであるが、ユスティにありては國家に於ける財産の理性的使用こそ官房學又は財政學であると述べている。ユスティは國家の經費は領地收入と特權收入とによつて充當すべきことを主張し、租稅の実施によることよりも産業の發展を強調している。即ちユスティは國家經費の充當には領地收入及び特權收入により、領地收入及び特權收入によるも尙國家經費の充當に於て不足を來す場合、又他に適當なる經費充當

の財源のない場合に於て貢納及び租税によるべきであるとなす、そうして貢納及び租税は収入の最後の方法とせなければならぬ。最も財政の健全なる状態は領地収入及び特権収入を以て国家経費を充当し得ることである。と論ずるかくユスティの租税の根拠は個人に専属する財産又はその収益に対してなるべくその侵害を避けようとする意思に基き、租税収入を以て国家の最も健全なる収入となす理論とはその趣を異にしている。そうして国家の行政に対する経費の必要が、即ち行政は経費によって行われるということが直ちに人民に対して貢納せしめ納税せしむる根拠とはならない。国家の財産及び特権による収入又は他の適當なる財源よりの収入によるも尙国家経費充當に不足を生ずる場合、人民がその財産又は収益に対して一定割合による個人に専属する財産の一部を以てこの経費を充當せしむべきものであると論ずる。これは国民負担の限界を最少ならしめる意図をもつものであり、又ユスティの租税理論の中に於ても一貫してその福祉観がうかがえるのである。従つてユスティは社会的福祉を目的として各個人の自由契約によつて構成する市民社会に於ては貢納し納税することは正当と考える。従つて国家財産又は特権を以て国家需要の充當に不足する場合又は他の財源の存せざるときに貢納又は租税を認め、そうして国家の終局的目的としての福祉目的に限定してその正当性を認めるのである。租税行政についてユスティはすべての人民は平等なる保護のもとにあるが故に平等に貢納しなければならない。そうしてその貢納は完全なる平等に又公正なる割合に於てなされるべきである。この貢納は各個人をして貢納し得る地位にあることが必要であると論じている。この中には王侯国家に於ける絶対主義的なる社会的幸福の思想と矛盾する要素を含むものであるが、各個人の生活状態がかく貢納や租税に対して負担能力あることを要する。各個人の負担能力を越える租税は生活に於ける元本を奪うものであり租税の性質を失う。又かく負担能力を越える租税によりて国家需要を充當

することは行政の限度を越すものであり、社会的幸福を破壊するものであるという。ユステイは既に述べたる如く国家及び君主の土地及び特権収入を以て国家経費を支弁すべきことを原則としその他に適當なる財源なきか、又はこれ等の収入によつて国家経費に不足を生ずる場合に於て貢納或は租税を用いることを認める。これはカメラリスムスに貫く思想で、前期カメラリスムスの代表者と見られるゼッケンドルフに於ても一國の財政は國家の有する土地収入及び特権収入を以て経営すべきである。財政に於ては租税及び公債によらずして之を維持しなければならぬ。今仮りに國家経費の支弁のため租税又は公債の方法を用うるとしても一時的の措置でなければならぬし、又それが假令一時的であつたにせよそれは財政の失敗であるというてゐる。然しながらこれが前期カメラリスムスより貫く思想であつたにせよ、又ユステイが斯く強調したにせよゾンネンフェルスが主張する如く、官有財産及び特権収入は極めて狹隘なる範圍に於て財政収入の源泉たることを得るのみであり、既にその當時は領地經濟、特権經濟の消滅せんとする過渡期に當り、ユステイが貢納或は租税を以て最後の手段たるべきものと主張してゐたにしても、その當時の國家に於ては租税収入は重要な財源をなしたのである。然しながらこれが現實であつてもユステイは理想として領地収入及び特権収入を重要視し、租税を実施することよりも産業の發展策を講ずることを強調してゐる。前期カメラリストたるゼッケンドルフはやむを得ず、租税による場合に於ては直接税を施行することよりも消費税によらなければならないと主張する。ユステイにありては内國消費税よりも營業税の方を重んじてゐるのは一つの特徴といわなければならない。

ユステイの經濟的思想については既に述べた如く重商主義の思想の影響をうけてゐるのである。ユステイは一國に於ける富は貨幣、金銀等の貴金屬の価値によつて表現せられるものである。従つて一國に於ける富を増大

らしめるには貨幣、金銀等の貴金屬を獲得することであると考えるのである。そうしてユステイは一国に於て貨幣、金銀等の貴金屬をより多く獲得するということは即ちその国の政治力の経済的表現であると見るのである。又国家の終局的目的たる社会的幸福ということのために、国家は国民財産の保全、その獲得及び増加の方法を考へなければならぬのである。そうして其国民財産の保全、獲得及び増加の方法として考えられるものは一国の人口の増加、外国貿易及び鉱山の開發經營であるというてゐる。即ちユステイが考える一国の富を増大ならしむる方策はこの三つである。一国の人口を増大ならしむるといふ命題はその重要性和相伴つてユステイの経済学説の重要な部分をなしている。人口の増大に伴つて必然的に農業及び手工業が發展するものと見られる。各個の人民に財産を私有せしむることは労働と勤勉を促すことになるが国家、及び君主に専属する土地及特権の如き直接財産たると各個の人民に専属する間接財産たるとを問はず、之等の財産の理性的使用こそ共同的、社会的幸福をもたらすものであると主張する。ユステイに於ける経済思想もこの国家の最高目的によつて限界づけられ、人民の経済生活のあらゆる分野に於て王侯の行政措置を認め、重商主義的経済政策に終始している。

ユステイは数多くの著述を残しており、その論ずるところも、国家、行政、財政、経済と広い範囲の分野に亘つてゐる。警察国家の理論としては、J.H.G.v. Justi: Grundsätze der Polizeiwissenschaft, 1756 である。国家経済としては、J.H.G.v. Justi: Staatswirtschaft, oder Systematische Abhandlung aller ökonomischen und Kameralwissenschaften, die zur Regierung eines Landes erfordert werden, 1758. である。租税論としては、J.H.G.v. Justi: Abhandlung von der Steuern und Abgaben, 1762. である。財政制度の体系 J.H.G.v. Justi: System des Finanzwesens nach vernünftigen, aus dem Endzweck der bürgerlichen Gesellschaft und aus der Natur aller Quellen der Einkünfte des Staates hergeleiteten Grundsätzen und Regeln ausführlich abgehandelt, 1766. が最も有名なものの一つである。

ユステイはドイツのハルレ Halle の近郊ブリュッケン Brücken に於て生れてゐる。その出生の年については正確に判明

してゐないが一七〇二年又は一七〇五年又は一七一七年或は一七二〇年ともいわれてゐる。キュストリン Küstrin にて一七
七一年に没してゐる最初ウイテンベルク Wittenberg にて官房学を修め(一七四二—一七四四)、後ウイン大学の官房学教授
となる(一七五〇)